

雇用・環境経営促進金利優遇制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、雇用の促進及び環境に配慮した経営を実践する中小企業者等に対し京都府・京都市中小企業融資制度（以下「制度融資」という。）の金利を優遇する措置を実施し、もって府内中小企業者等の雇用の促進等による産業の活性化、環境配慮行動を普及・拡大することを目的とする。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、中小企業者並びに中小企業者が組織する中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 非正規雇用労働者の正規雇用への転換を1名以上図ること。
- (2) 障害者を常用労働者として1名以上雇用していること。
- (3) 福利厚生施設等の労働環境の整備を行おうとすること。
- (4) 障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備を行おうとすること。
- (5) 京都府若者の就職等の支援に関する条例(平成27年京都府条例第46号)の基礎的就職支援事業者又は実践的就職支援事業者として知事の認定を受けていること。
- (6) 京都わかもの自立応援企業認証制度の「京都わかもの自立応援企業」として認証されていること。
- (7) 就労・奨学金返済一体型支援事業補助金の交付決定を受けていること。
- (8) 多様な働き方推進事業費補助金の交付決定を受けていること。
- (9) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の認証を受けていること。
- (10) 「O(おやじの)K(子育て参加に理解がある)企業」認定制度における認定を受けていること。
- (11) 消防団協力事業所の認定を受けていること。
- (12) ISO14001の認証を取得していること。
- (13) KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの審査登録を受けていること。
- (14) 京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）の計画書提出事業者及び京都市地球温暖化対策条例（平成16年京都市条例第26号）の特定事業者のうち、新たなエコ対策を行う環境配慮企業として京都府知事の確認を受けていること。
- (15) 一般社団法人京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS診断等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入すること。

(金利優遇措置)

第3条 各制度融資の利用要件を満たす前条の対象者が、次に掲げる制度融資を利用する場合にあっては、各融資制度要綱に規定する融資利率から、年0.2%引下げた優遇利率を適用するものとする。

- (1) 一般資金
- (2) 小規模企業おうえん資金（ステップアップ枠に限る。）
- (3) 脱炭素経営促進資金（ただし、第2条(12)から(15)までのいずれかの要件を満たす場合に限る）

(受付)

第4条 この制度の受付は、前条各号に掲げる制度融資の受付をもって行うものとし、融資申込書（取扱金融機関所定）には、各融資制度要綱で規定するもののほか、別表に掲げる書類を添付しなければならない。

(相談機関)

第5条 この制度の相談については、取扱金融機関、保証協会又は京都商工会議所において対応することとし、内容、手続等の説明を行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

該 当 条 項	対 象 者	添 付 書 類
第 2 条 第 1 号	非正規雇用労働者の正規雇用への転換を 1 名以上図ること	雇用計画書（別紙様式 1）
同 条 第 5 号	京都府若者の就職等の支援に関する条例(平成 27 年京都府条例第 46 号)の基礎的就職支援事業者又は実践的就職支援事業者として知事の認定を受けていること。	基礎的就職支援計画認定通知書の写し 実践的就職支援計画認定通知書の写し (実施期間内のもの)
同 条 第 6 号	京都わかもの自立応援企業認証制度の「京都わかもの自立応援企業」として認証を受けていること。	京都わかもの自立応援企業認証書の写し（有効期限内のもの）
同 条 第 7 号	「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付決定を受けていること	左記補助金に係る交付決定通知書の写し
同 条 第 8 号	「多様な働き方推進事業費補助金」の交付決定を受けていること	左記補助金に係る交付決定通知書の写し
同 条 第 9 号	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の認証を受けていること	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進認証企業認定書の写し
同 条 第 10 号	「OK企業」認証制度における認証を受けていること	「OK企業」認定書の写し
同 条 第 11 号	消防団協力事業所の認定を受けていること	消防団協力事業所表示証交付書又は継続通知書の写し（有効期限内のもの）
同 条 第 12 号	I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得していること	I S O 1 4 0 0 1 認証取得証の写し（有効期限内のもの）
同 条 第 13 号	K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの審査登録を受けていること	K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードのステップ 1 又はステップ 2（2 S R と 2 E n を含む。）の審査登録証の写し（有効期限内のもの）
同 条 第 14 号	京都府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者及び京都市地球温暖化対策条例の特定事業者のうち、新たなエコ対策を行う環境配慮企業として京都府知事の確認を受けていること	環境配慮企業確認書の写し(当該年度のもの)
同 条 第 15 号	一般社団法人京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS 診断等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入すること	一般社団法人京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS 診断等による省エネルギー設備の導入に係る助言内容及び省エネルギー設備の導入を証する書類（助言を受けた日から 3 年以内のもの）

(別紙様式1)

雇用・環境経営促進金利優遇制度に係る雇用計画書

年 月 日

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

雇用・環境経営促進金利優遇制度を受けたいので、下記のとおり雇用計画書を提出します。
なお、新たに非正規雇用労働者を正規雇用労働者へ転換することを誓約します。

記

1 事業内容・事業計画（正規雇用への転換による今後の事業展開等）

2 府内総雇用者数（雇用計画）

府内事業所名	非正規雇用労働者数		正規雇用労働者数	
	現在	融資後	現在	融資後
	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
合 計	(A) 人	(B) 人	(A) 人	(B) 人
差引増減人数 (B)-(A)		人		人

注1 府内のすべての事業所について記入ください。申請の対象となる事業所については、府内・府外を問わず記入ください。

2 正規雇用労働者とは、期間の定めのない労働契約を締結しているとともに、正社員待遇を受けているものをいう。

《注意事項》 提出書類等に偽りが判明したり、雇用計画に無理があると認められる場合など、申込受付後であってもご融資をお断りすることがあります。